

前回に続き、一部解除を受けて、その2が発布されました。

山岳スポーツ愛好者の皆様へ（2）

令和2年4月20日、皆様にご案内申し上げましたコロナ禍に伴う山岳スポーツ活動の自粛要請につきましては、皆様方のご理解とご協力を賜りまして誠に有難うございました。

さて、コロナ禍は地域によってその感染状況が異なり、現況を踏まえ本日政府から改めて緊急自粛要請を継続する都道府県、あるいは解除された39県の発表がございました。私共山岳四団体としましてもこの発表を受け、下記の通り再度皆様へ山岳スポーツ活動のお願いをさせて頂きますので、引き続きご理解とご協力をお願い申し上げます。

私共山岳スポーツ愛好者の活動自粛への協力が1日も早いコロナ禍収束へつながることを期待しております。

記

1. 緊急事態宣言が解除されない都道府県の皆様へ

東京都、大阪府、京都府、兵庫県、千葉県、神奈川県、埼玉県、北海道が該当します。これらの都道府県に山岳スポーツ関係事務所を置く、あるいは居住されている皆様には、政府発表の緊急事態宣言継続主旨を重く受け止めていただき、引き続き山岳スポーツ活動の自粛をお願い申し上げます。

2. 緊急事態宣言が解除された39県の皆様へ

緊急事態宣言が解除された県内に山岳スポーツ関係事務所を置く、あるいは居住されている皆様につきましては、今後も、ご自身あるいは周囲への感染拡大の恐れもございますので、緊急事態宣言が解除されていない都道府県での山岳スポーツ活動は引き続き厳に自粛いただきますとともに、県を横断する山岳スポーツ活動についても、多人数での登山を控えるなどの慎重な行動をお願いいたします。

《山岳四団体》

公益社団法人 日本山岳・スポーツクライミング協会

日本勤労者山岳連盟

公益社団法人 日本山岳会

公益社団法人 日本山岳ガイド協会